

議案第 3 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る手数料を新設するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 4 4 号）による建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「35の項」を「37の項」に、「37の項」を「39の項」に改める。

別表第2の7の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表12の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表中53の項を55の項とし、35の項から52の項までを2項ずつ繰り下げ、同表34の項中「32の項」を「34の項」に、「33の項」を「前項」に改め、同項を同表36の項とし、同表33の項(1)の目中「32の項」を「前項」に改め、同項を同表35の項とし、同表中32の項を34の項とし、31の項を33の項とし、30の項を32の項とし、同表29の項中「27の項」を「29の項」に、「28の項」を「前項」に改め、同項を同表31の項とし、同表中28の項を30の項とし、25の項から27の項までを2項ずつ繰り下げ、同表24の項中「23の項」を「24の項」に改め、同項を同表26の項とし、同項の前に次の1項を加える。

<p>25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>23の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
---	--

別表第2の23の項中「前項」を「22の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表22の項の次に次のように加える。

<p>23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 ア 一戸建ての住宅1件につき 12,000円</p>
---	--

イ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき23,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限り、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ウ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき40,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限り、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅1件につき62,000円

イ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき152,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限り、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ウ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき244,000円を認定申請対象住戸の

数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものにより、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の7の項及び同表12の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>37の項</u>まで及び<u>39の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第2条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>8～12の4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>13～22 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に</td> <td>(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～6 省略		7 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円	8～12の4 省略		12の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円	13～22 省略		23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に	(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>35の項</u>まで及び<u>37の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第2条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>8～12の4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>13～22 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～6 省略		7 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円	8～12の4 省略		12の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円	13～22 省略			
手数料を徴収する事務	金額																												
1～6 省略																													
7 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円																												
8～12の4 省略																													
12の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円																												
13～22 省略																													
23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に	(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項																												
手数料を徴収する事務	金額																												
1～6 省略																													
7 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円																												
8～12の4 省略																													
12の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円																												
13～22 省略																													

対する審査

第1号に掲げる基準に適合している
と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき
12,000円

イ 共同住宅等であって、建築物
全体の住戸の数が5戸以下の
もの1件につき23,000円
を認定申請対象住戸の数で除
して得た額(長期優良住宅の普
及の促進に関する法律第5条
第6項の規定による認定の申
請に係るものに限り、その額に
100円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた額)

ウ 共同住宅等であって、建築物
全体の住戸の数が5戸を超え
るもの1件につき40,000
円を認定申請対象住戸の数で
除して得た額(長期優良住宅の
普及の促進に関する法律第5
条第6項の規定による認定の
申請に係るものに限り、その額
に100円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた額)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅1件につき

	<p>62,000円</p> <p>イ 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき152,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限り、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ウ 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限り、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>		
<p>24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(同法第8条第2項において準用する同法</p>	<p>22の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(同法第8条第2項において準用する同法</p>	<p>前項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	
25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	23の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額
26 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に、同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	22の項又は24の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。
27 省略	
28 省略	
29 省略	
30 省略	
31 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は同法第55条	29の項又は前項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。

第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	
24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に、同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	22の項又は23の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。
25 省略	
26 省略	
27 省略	
28 省略	
29 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は同法第55条	27の項又は28の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。

第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に、同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	
3.2 省略	
3.3 省略	
3.4 省略	
3.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 前項の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額 (2) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 当該計画の変更に係る建築物ごとにそれぞれ(1)の目に定める額を合計した額
3.6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネ	3.4の項又は前項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算

第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に、同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	
3.0 省略	
3.1 省略	
3.2 省略	
3.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 3.2の項の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額 (2) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 当該計画の変更に係る建築物ごとにそれぞれ(1)の目に定める額を合計した額
3.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネ	3.2の項又は3.3の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算

ルギー消費性能向上計画の認定した額とする。 の申請又は同法第36条第1項 の規定による建築物エネルギー 消費性能向上計画の変更の認定 の申請に、同法第35条第2項 (同法第36条第2項において 準用する場合を含む。)の規定に よる申出を伴う場合のこれらの 申請に対する審査	
37 省略	
38 省略	
39 省略	
40 省略	
41 省略	
42 省略	
43 省略	
44 省略	
45 省略	
46 省略	
47 省略	
48 省略	
49 省略	
50 省略	
51 省略	
52 省略	
53 省略	

ルギー消費性能向上計画の認定した額とする。 の申請又は同法第36条第1項 の規定による建築物エネルギー 消費性能向上計画の変更の認定 の申請に、同法第35条第2項 (同法第36条第2項において 準用する場合を含む。)の規定に よる申出を伴う場合のこれらの 申請に対する審査	
35 省略	
36 省略	
37 省略	
38 省略	
39 省略	
40 省略	
41 省略	
42 省略	
43 省略	
44 省略	
45 省略	
46 省略	
47 省略	
48 省略	
49 省略	
50 省略	
51 省略	

5 4 省略

5 5 省略

備考 省略

5 2 省略

5 3 省略

備考 省略